

事業事前評価表

国際協力機構

農村開発部 農業・農村開発第一グループ

1. 案件名

国名：ハイチ共和国

案件名：和名 農業技術者能力向上プロジェクト

英名 Project on capacity development of agricultural and forestry technicians in mountainous areas "PROAMOH 2"

2. 事業の背景と必要性

(1) 当該国における農業セクターの現状と課題

中南米・カリブ地域の最貧国であるハイチ共和国（以下、「ハイチ」）では、農業は GDP の 25% を占める主要産業であり就労人口の 57%¹ が農業に従事している。しかしながら、度重なるハリケーンによる被害の影響、農業セクターへの公共・民間投資の不足、農産物の流通に不可欠なインフラの欠如、農業技術の低さ等により、農業基盤は極めて脆弱である。加えて、人口の急増²に伴い森林破壊が急速に進んだ結果、土壌侵食が問題となっている。特に国土の 8 割を占める傾斜地では土壌侵食による土地の劣化が深刻で、中山間地域における農業生産性は低い水準に留まっており、小規模農家³は自給を満たすことも難しい状況にある。燃料や現金収入を得るために森林の伐採が行われ、さらなる土壌侵食から農業生産性の低下をもたらすという悪循環となっており、国民の約半数が慢性的な栄養失調という深刻な状況にある⁴。このため、食料安全保障の観点からも、農業生産性の向上を目指しつつ環境保全型の持続的な農業生産に取り組むことが喫緊の課題となっている。

しかしながら、農業技術の普及を担う技術者の育成に関して、ハイチ国農業天然資源農村開発省（MARNDP）が管轄する公立の農業技術学校は、政権交代や構造調整政策等の影響により約 20 年間機能を停止しており、公的な農業技術者の育成が行われていない状況にある⁵。そのため MARNDP が県レベル及びコミューン（郡に相当）レベルに配置している農業技術者の数は不足しており、これを補うかたちで、NGO や農民団体などの民間組織が、各々の方法で農家への技術指導・普及を行っている状況である。農業技術者の育成に必要な研修や教育の機会が限られているため、これらの機会を提供することによって農業技術者の能力向上を図るとともに、各組織に所属する技術者間の情報共有の仕組みを構築することにより、継続的な相互学習を促進することが必要である。

かかる状況下、ハイチ政府から日本政府への要請に基づき、2010 年 10 月から 3 年間、農業技術者の能力強化を目的とした技術協力プロジェクト「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト」が実施された。同プロジェクトは、JICA の農業分野での協力実績を有する隣国ドミニカ共和国におけるハイチ人農業技術者向けの研修、及び帰国後のフォローアップ（ハイチ国内での補完指導）から構成される三角協力（南南協力支援）である。プロジェクト期間中に計 6 回の研修コースがドミニカ共和国の ISA 大学で開催され、延べ約 100 名の公的及び民間組織のハイチ人農業技術者が、中山間地に適した持続的農業技術（土壌管理、水管理、栽培技術等）を習得した。プロジェクトの成果として、研修で習得した傾斜地土壌管理技術や有機栽培技術等が試験圃場で導入されるなど、ハイチ国内での技術適用が進みつつあることが確認されているが、小規模農家への技術普及は十分に行われてい

1 国連食糧農業機関(FAO),「FAOSTAT, 2011 年」

2 1950 年の 320 万人から 2010 年に 990 万人に増加した。(国連経済社会局,「World Population Prospects: The 2012 Revision」)

3 ハイチでは小規模農家の定義が設定されていないが、国内の平均農地面積は 1.5ha であり殆どの農家が小規模である。農地は小さな区画に分割されているのが特徴であり、全国の農家数は約 100 万戸である。(MARNDP, 「農業投資計画(2010-2016 年)」)

4 FAO, 「Food Security Indicators, 2012-2014」

5 農業技術学校として生徒の受入れは行われていないが、他の目的で施設が使用されている場合もある。MARNDP による農業技術学校の一部再開が決定しており、海外援助機関による教員研修が 2014 年に開始された (2. (4) を参照)。しかしながら学校運営にかかる予算や人員等は充分には確保されていない状況である。

ない。このような背景から、ハイチ政府は、農業技術者の更なる育成とハイチ国内における小規模農家への普及促進を目的とした協力を日本政府に要請した。

(2) 当該国における農業セクターの開発政策と本事業の位置づけ

ハイチにおいて農業セクターは経済成長の重要な柱とされており、2030年までの長期開発政策「国家開発戦略計画」では、経済再構築プログラムのひとつとして「農業・畜産業の近代化と活性化」が挙げられている。農業セクターの中長期計画である「農業開発計画（2010-2025年）」には、「ハイチ国民の食糧ニーズ、及び国家経済社会開発への持続可能な方法による寄与」が掲げられており、また短期計画としては、「農業投資計画（2010-2016年）」の中に「農業生産の増加と持続性強化」という目標が掲げられている。以上より、小規模農家における持続的農業技術の適用、ひいては農業生産の向上をめざす本事業は、ハイチの開発政策及び農業セクター政策と合致するものである。

(3) 農業セクターに対する我が国及び JICA の援助方針と実績

我が国の「対ハイチ国別援助方針」（2012年4月）では、ハイチにおいて就労人口の半数以上が農業に従事する農業国であることを鑑み、開発課題のひとつとして農業振興及び食料事情の改善を目的とした「食料安全保障の向上」を挙げている。本プロジェクトはこの開発課題に対応するものであり、協力プログラム「食料安全保障」に位置づけられる。

食料安全保障プログラムにおいて我が国はこれまで、本事業の先行フェーズにあたる技術協力「対ハイチ農業技術研修コースプロジェクト（2010-2013年）」のほか、「食料安全保障プログラム技術アドバイザー（技術協力個別案件（専門家））（2013-2015年）」や無償資金協力「貧困農民支援」「食糧援助」を実施している。

(4) 他の援助機関の対応

ハイチでは、農業振興にかかる事業の大半を海外からの援助に依存しており、国際機関や二国間ドナー、NGOなど多くのアクターが農業セクターで様々なプロジェクトを実施している。農業技術者の人材育成分野については、世界銀行と米国国際開発庁（USAID）の資金協力で、カリフォルニア大学デービス校の技術支援により2014年から農業技術学校の教員向け研修が実施されている。本事業との具体的な連携は現時点では想定されていないが、将来的に双方のプロジェクト成果の相互活用も期待されるため、今後の農業技術学校再開に向けた動向については、適宜関係機関と情報交換を行う。

3. 事業概要

(1) 事業目的（協力プログラムにおける位置づけを含む）

本事業は、ハイチの中山間地域において、持続的農業技術⁶に関する農業技術者の能力強化と小規模農家への技術普及、農業技術者と関係者⁷が共に学びあう仕組み（プラットフォーム）を構築することにより、小規模農家での持続的農業技術の適用を図り、もって小規模農家の農業生産の向上に寄与するものである。

(2) プロジェクトサイト/対象地域名

中央県を中心とした中山間地域

(3) 本事業の受益者（ターゲットグループ）

直接受益者：対象地域で活動する公的及び民間組織の農業技術者（約120名）

間接受益者：対象地域の小規模農家⁸

(4) 事業スケジュール（協力期間）

2015年3月～2019年3月を予定（計49か月）

⁶ 持続的農業技術とは、ハイチ中山間地域の傾斜地に適した土壌・水保全、有機栽培を中心とした環境保全型の農業技術を指す。

⁷ MARNDR、ISA 大学、その他、ハイチにおいて農業技術者育成に関係する各機関を含む。

⁸ 対象地域の小規模農家では、トウモロコシやバナナ、野菜、豆類、イモ類等の複数の作物を主に自家消費を目的に栽培しており、プロジェクトで対象とする作物は特に指定しない。

(5) 総事業費（日本側）

約 4.3 億円

(6) 相手国側実施機関

ハイチ国農業天然資源農村開発省（MARNDR）を実施機関とし、ドミニカ共和国 ISA 大学を協力機関とする。

(7) 投入（インプット）

1) 日本側

① 専門家派遣（合計 82M/M 程度）

- ・ 総括/研修支援
- ・ 業務調整/農業普及
- ・ 農業普及/モニタリング
- ・ その他（必要に応じ）

② 資機材

- ・ 研修実施及び展示圃場設置に必要な資機材

③ プロジェクト活動費

- ・ 研修実施経費
- ・ その他現地業務費等

2) ハイチ国側

① カウンターパートの配置（MARNDR が選出するプロジェクトコーディネーター）

② プロジェクト事務所の設置（MARNDR）

③ 研修実施場所の提供

3) ドミニカ共和国側

① カウンターパートの配置（ISA 大学が選出するプロジェクトコーディネーター）

② プロジェクト事務所の設置（ISA 大学）

③ 研修講師のアレンジと研修実施場所の提供

(8) 環境社会配慮・貧困削減・社会開発

1) 環境に対する影響/用地取得・住民移転

① カテゴリー分類（A,B,C を記載）：C

② カテゴリー分類の根拠：本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月）に掲げる「影響を及ぼしやすいセクター・特性及び影響を受けやすい地域」に該当せず、環境への望ましくない影響は最小限であると判断される。

2) ジェンダー平等推進・平和構築・貧困削減

① ジェンダー平等推進：本案件では、研修参加者の人数を男女別に想定するため「ジェンダー活動統合案件」に分類される。

② 貧困削減：ハイチ国の貧困率に関しては、2008 年推計値で 1 日 1 ドル以下で暮らす最貧困層の割合が約 45%とされている⁹。本事業は国内でも貧困度の高い¹⁰農村地域の小規模農家への裨益を目的としていることから、「貧困対策案件」とする。

(9) 関連する援助活動

1) 我が国の援助活動

① 「食料安全保障プログラム技術アドバイザー（技術協力個別案件（専門家））（2013-2015 年）」

② 無償資金協力「貧困農民支援（1979 年以降、計 27 回）」「食糧援助（1986 年以降、計 21 回）」

2) 他ドナー等の援助活動

2. (4) を参照

9 国際通貨基金(IMF) Country Report No. 14/154 (2014) 「Haiti Poverty Reduction Strategy Paper」

10 MARNDR 「農業投資計画(2010-2016 年)」によると、ハイチ農村部の貧困率は 88%である。

4. 協力の枠組み

(1) 協力概要

1) 上位目標と指標

対象地域の小規模農家の農業生産量が向上する。

<指標> 持続的農業技術を適用する小規模農家のうち X 割以上で、2022 年までに農業生産量の向上が確認される。¹¹

2) プロジェクト目標と指標

対象地域の小規模農家が持続的農業技術を適用する。

<指標> 技術指導を行った小規模農家のうち 8 割以上が、プロジェクトで新たに導入された持続的農業技術を少なくとも 1 種類適用する。¹²

3) 成果

成果 1 : 対象地域で活動する農業技術者が、中山間地域に適した持続的農業技術を習得する。

成果 2 : 農業技術者が対象地域の小規模農家に持続的農業技術を移転する。

成果 3 : 農業技術者と関係者が共に学びあう仕組み（プラットフォーム）が構築され機能する。

5. 前提条件・外部条件

(1) 前提条件

(2) 外部条件

- ・ハイチの治安が急激に悪化しない
- ・ハイチとドミニカ共和国間の関係が極度に悪化しない。
- ・大規模災害等が起こらない。
- ・農業生産を取り巻く経済・社会的環境が急激に変化しない。

6. 評価結果

本事業は、ハイチ共和国の開発政策、開発ニーズ、日本の援助政策と十分に合致しており、また計画の適切性が認められることから、実施の意義は高い。

7. 過去の類似案件の教訓と本事業への活用

(1) 類似案件の評価結果

ニカラグア国「小規模農家のための持続的農業技術普及計画プロジェクト（2008-2013 年）」の終了時評価において、「農民に持続的農業技術を伝えること、また普及活動を通じて普及員の能力・経験の向上を図ることに重点が置かれる一方、普及活動のモニタリング・評価を適切に行い、普及活動が適切に実施されているか（略）、普及活動によってどのような効果・成果が出ているのかを適切に把握するシステムをつくることが不十分であった」ことが指摘され、類似プロジェクト実施の際には対象農家の基本情報や導入技術、生育状況や収量の変化などの状況を定期的に収集・整理・分析するモニタリングの仕組みを検討することが教訓として挙げられた。

11 対象作物は特定せず、アンケート調査にて生産量の増減有無を確認することを想定している。

12 プロジェクトの活動として、小規模農家の農業生産活動や技術適用状況についてモニタリングを実施するため（活動 2-5）、モニタリング結果をもって指標を測定する。

(2) 本事業への教訓（活用）

上記類似案件の評価結果でも指摘されているが、普及活動の実績・成果に関するモニタリングの必要性については、本プロジェクトの先行フェーズにおいても関係者間で認識されている。本プロジェクトの実施に於いては、プロジェクト活動を通してモニタリングの仕組み構築ができるよう、普及のモニタリングを活動に組み込んだ。

8. 今後の評価計画

(1) 今後の評価に用いる主な指標

4. (1) のとおり。

(2) 今後の評価計画

- | | |
|-------------|---|
| ・ 事業開始 6 か月 | ベースライン調査（ターゲットグループの特徴、営農の現状、技術的なニーズ等についての調査を想定） |
| ・ 事業終了 3 年度 | 事後評価 |

以上